

令和3年度11月期一 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

産業経済部 商工観光課

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和3年10月31日まで
監査実施期間 令和3年11月8日から令和3年12月2日まで

7 本監査の期日

令和3年12月2日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

契約関係書類における着手届，完了届，工程表等において，一部記載漏れ及び記載誤り等が散見された。

これ以外については，概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

文書管理表の処理内容や事務文書の不備が散見された。

これ以外は，概ね適正に行われていた。

3 意見

新型コロナウイルス感染症対策における事業者への協力金対策やプレミアム商品券発行など緊急事業への速やかな対応に感謝する。

一方，ふるさと龍ヶ崎応援寄付制度（ふるさと納税）については，ポータルサイトの増設などの取り組みは，評価しているところではあるが，令和2年度の実績ベースでは，寄付額から返礼品等経費や市民が他自治体への寄付額を差し引いた実質収支ベースでは，マイナス4,240,133円に転ずるなど年々厳しさが増している。

ふるさと納税制度への関心が高まりを見せる中で，当市においても，このふるさと納税を活用した貴重な財源確保に向けた取り組み，対策の強化を要望する。

文書管理や財務事務等の執行において一部に課題が見受けられた。特に契約事務関係については，着手届や施工計画書等の書類に不備があり契約規則等に基づき適正に執行されたい。

それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。